

2026年3月期 第107回

Yamato

定時株主総会

日時 | 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時）

場所 | 兵庫県姫路市南駅前町100番
ホテル日航姫路 3階 光琳の間

**決議
事項**

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 取締役に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式
報酬に係る報酬決定の件

お願い

当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいます
ようお願い申し上げます。



大和工業株式会社

証券コード：5444

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大和工業グループは、「鉄で未来を 未来の鉄を」をミッションに掲げ、姫路を本拠地として、海外では米国・ASEAN（タイ、ベトナム、インドネシア）等で事業を展開しています。いずれの拠点においても、その国・地域が発展し繁栄していくために必要な社会インフラの整備に、「地産地消」即ち地元根付いた形で貢献し、各国、各地域の発展とそこに住む人々の今と未来を支えていくとの想いがこのミッションに込められています。

2025年度の経営環境につきましては、中国の過剰生産を背景とした安価な鋼材の輸出が引続き高水準で推移するなか、米国を除く地域においては鋼材需要の停滞および市況低迷が長期化するなど、総じて厳しい状況となりました。一方、米国事業は堅調な需要に加え、政府による関税強化措置を背景とした市況上昇により安定した高収益を確保し、引続き連結業績を牽引しております。また、当社グループのマザー工場であるヤマトスチールにおいて最新の圧延設備への更新を進めるなどコア事業である形鋼事業の強靱化を図るほか、軌道用品事業の海外展開を見据え豪州の分岐器メーカーへの出資を行うなど、「2030年ありたい姿」の実現に向けた歩みが着実に進捗しました。なお、期末配当については、従来予想通り1株当たり200円（中間配当と合わせ、1株当たり400円）とし、本定時株主総会に上程させていただきます。

地政学的リスクの顕在化により、世界はかつてない不確実性に直面しています。そうした中でも当社は、リスクを恐れず大きな飛躍の機会と捉え、豊かなグローバル社会の実現に向けてより一層の貢献を果たすべく、「2030年ありたい姿」の達成に向け、成長投資、そして株主の皆様に対する利益還元を推し進め、更なる企業価値の向上を実現していくことにより、皆様のご期待にお応えできるよう努めて参ります。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

小林 幹生

企業理念



MISSION

鉄で未来を 未来の鉄を

グローバルな鉄事業で、新たな価値を創造し、豊かな社会の実現に貢献します

VISION

最先端の技術で、世界のインフラを支える 鉄のリーディングカンパニーを目指します

Yamato SPIRIT

誇り 鉄・軌道のプロフェッショナルとして、自覚と責任を持ち行動します

モノづくり 世界基準の製品・サービスを、徹底した安全のもと提供します

グローバル 世界中、どこにおいても通用する人材となります

和の精神 国籍、性別、年齢を超えてチームワークを発揮します

フェア 高い倫理観を持ち、公正・誠実に判断、行動します

挑戦 目標を高く、失敗を恐れず、未来へ向かいます

証券コード：5444
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

株 主 各 位

兵庫県姫路市大津区吉美380番地

大和工業株式会社

代表取締役社長 小林 幹生

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

<https://www.yamatokogyo.co.jp/ir/investors>



電子提供措置事項は、東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。「銘柄名（会社名）」に「大和工業」または「コード」に「5444」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご覧ください。

<東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2026年6月25日（木）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

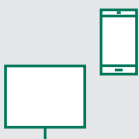
記

1 日 時	2026年6月26日（金曜日） 午前10時（受付開始予定 午前9時）
2 場 所	兵庫県姫路市南駅前町100番 ホテル日航姫路 3階 光琳の間
3 目的事項	報告事項 (1) 第107期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第107期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 取締役に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正前および修正後の内容を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項は、法令および定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査役が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類に含まれております。
 - ・ 事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ・ 連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ・ 計算書類のうち「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

議決権の行使等についてのご案内



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合は、6ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、行使期限までに行使してください。

行使期限 2026年6月25日（木）午後5時まで



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月25日（木）午後5時到着分まで



株主総会への出席による議決権行使の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいませうようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2026年6月26日（金）午前10時

！ ご注意

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」からインターネットによる議決権行使を行っていただくことも可能です。

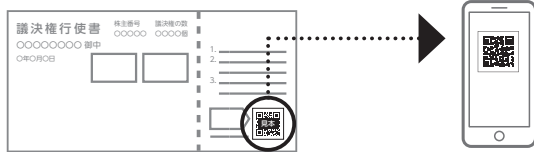
インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限 2026年6月25日（木）午後5時まで

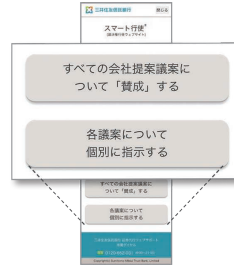
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



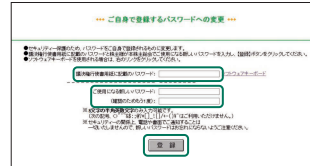
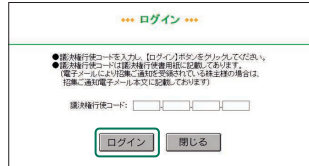
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後に行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、下記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」より行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力ください。
- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



！ ご注意

- パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切に
お取扱いください。議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き
ください。

パソコンやスマートフォンの操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコンやスマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

■ 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル【電話】0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

■ その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

● 証券会社に口座をお持ちの株主様 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社へお問い合わせください。

● 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部 【電話】0120-782-031（受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

株主総会参考書類

議案および参考事項

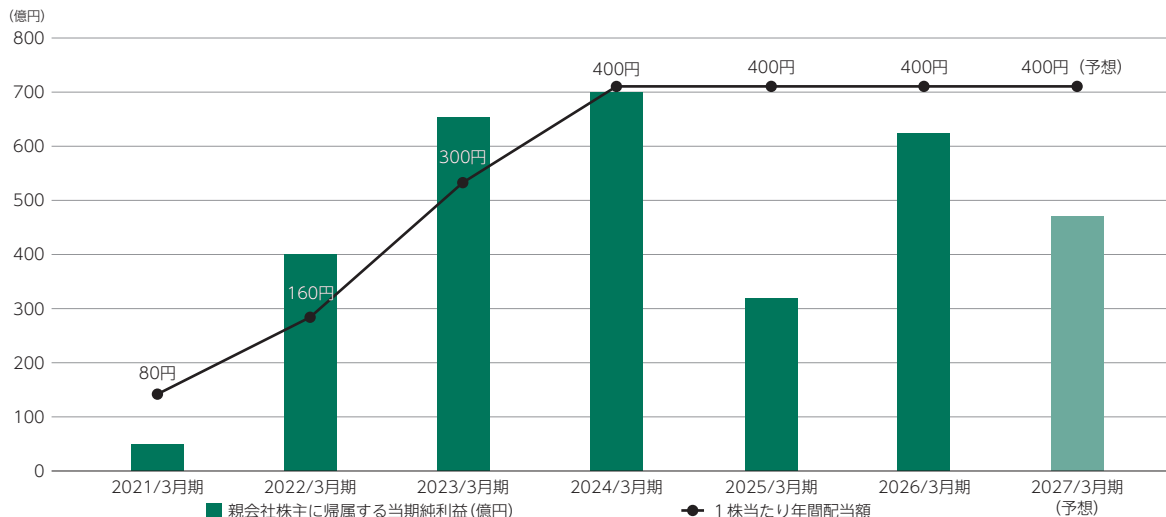
第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、国内外の企業グループの連結経営成績、財務状況および内部留保に基づく今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金200円 総額 12,139,633,200円
(年間配当金は、1株につき中間配当200円を含め、合計400円となります。)
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

【ご参考】 1株当たり年間配当額の推移



第2号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名(年齢)		現在の 当社における地位	取締役 在任年数	当事業年度での 取締役会への出席状況
1	再任	こばやし みきお 小林 幹生 (満69歳)		代表取締役社長	14年	100% (6回/6回)
2	再任	つかもと かずひろ 塚本 一弘 (満65歳)		代表取締役 常務執行役員	9年	100% (6回/6回)
3	再任	おおき のぶお 大木 伸夫 (満51歳)		取締役執行役員	2年	100% (6回/6回)
4	再任	Damri Tunshavong ダムリ タンシェヴァヴォン (満72歳)		取締役	15年	100% (6回/6回)
5	再任	やすふく たけのすけ 安福 武之助 (満52歳)		取締役	11年	100% (6回/6回)
6	再任	たけだ くにとし 武田 邦俊 (満70歳)	社外取締役 独立役員	社外取締役	7年	100% (6回/6回)
7	再任	たかはし もとむ 高橋 規 (満73歳)	社外取締役 独立役員	社外取締役	5年	100% (6回/6回)
8	再任	Pimjai Wangkiat ピムジャイ ワンキアット (満62歳)	社外取締役 独立役員	社外取締役	4年	100% (6回/6回)
9	新任	こてら よしかず 古寺 良和 (満56歳)		常務執行役員	—	—
10	新任	まの ひとし 眞野 仁志 (満62歳)	社外取締役 独立役員	—	—	—

株主総会参考書類

- (注)
1. 各候補者の年齢は、本定時株主総会終結時の満年齢となります。
 2. 各候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。
 3. 武田邦俊氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
 4. 高橋規氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
 5. ピムジャイ ワンキアット氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
 6. 武田邦俊氏、高橋規氏、ピムジャイ ワンキアット氏、眞野仁志氏は社外取締役候補者であります。武田邦俊氏、高橋規氏、ピムジャイ ワンキアット氏の3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、3氏の再任が承認された場合には、引き続き3氏を独立役員として指定する予定であります。また、眞野仁志氏の選任が承認された場合は、同氏を新たに独立役員として指定する予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準につきましては、23ページに記載しております。
 7. 当社は、業務執行取締役でない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ダムリ タンシェヴァヴォン氏、武田邦俊氏、高橋規氏、ピムジャイ ワンキアット氏の再任が承認された場合には、4氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、眞野仁志氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者
番号

1

こばやし みき お
小林 幹生

再任

1957年2月5日生（満69歳）



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2008年4月 三井物産(株)米州本部 鉄鋼製品ディビジョナルオペレーティングオフィサー
2009年10月 同社鉄鋼海外事業部長
2012年4月 当事業開発部長
2012年6月 当社常務取締役 事業開発担当
2017年6月 当社代表取締役社長
現在に至る

取締役在任年数
14年

取締役会への出席状況
100%（6回／6回）

所有する当社株式の数
16,275株

取締役候補者とした理由

小林幹生氏は、2017年6月に当社代表取締役社長に就任し、これまでの国内外での豊富な経験と知識を生かし、経営の中枢において強いリーダーシップを発揮し、重要な業務の執行および経営の意思決定を適切に行い当社グループを牽引しております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

つかもと かず ひろ
塚本 一弘

再任

1960年9月1日生（満65歳）



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2013年4月 三井物産(株)欧州・中東・アフリカ本部チーフアドミニストレーティブオフィサー、
欧州三井物産(株)取締役
2015年7月 三井物産スチール(株)常務執行役員 厚板鋼管部門長
2017年6月 当社常務取締役 事業開発部担当
2020年6月 当社常務取締役 海外事業部担当
2021年6月 当社取締役常務執行役員 海外事業部担当
2022年7月 当社取締役常務執行役員 海外事業部・サステナビリティ経営推進室（現サステナビリティ経営統括部）担当
2024年9月 当社代表取締役常務執行役員 総務部・人事部・システム管理部・サステナビリティ経営推進室担当
現在に至る

取締役在任年数
9年

取締役会への出席状況
100%（6回／6回）

所有する当社株式の数
5,760株

取締役候補者とした理由

塚本一弘氏は、海外事業開発および海外事業管理に関する豊富な経験と知識を有しており、加えて総務部・人事部・システム管理部・サステナビリティ経営統括部担当取締役として、重要な業務の執行および経営の意思決定を適切に行っております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

おお き のぶ お
大木 伸夫

再任

1975年5月15日生（満51歳）



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年4月 当社入社
 2020年7月 ヤマトスチール(株)製鋼部長
 2021年7月 ヤマトスチール(株)執行役員 製鋼部長
 2023年1月 ポスコ・ヤマト・ピナ・スチールジョイントストックカンパニー 工場長
 2024年6月 当社取締役、ポスコ・ヤマト・ピナ・スチールジョイントストックカンパニー 工場長
 2025年4月 当社取締役執行役員 技術統括部・技術開発部（現技術統括部）担当
 現在に至る

取締役候補者とした理由

大木伸夫氏は、当社グループにおける国内外事業会社での技術者としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

■ 取締役在任年数
2年

■ 取締役会への出席状況
100%（6回／6回）

■ 所有する当社株式の数
1,609株

候補者
番号

4

Damri Tunshevavong
ダムリ タンシェヴァヴォン

再任

1953年7月20日生（満72歳）



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年1月 サイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッド マネージングダイレクター
 2004年7月 Cementhai Holding Co., Ltd. エグゼクティブヴァイスプレジデント
 2005年2月 サイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッド ダイレクター
 現在に至る
 2005年7月 Cementhai Holding Co., Ltd. プレジデント
 2011年1月 The Siam Cement Public Co., Ltd. アドバイザー
 2011年6月 当社取締役
 現在に至る
 2020年7月 SCG Ceramics Public Co., Ltd. ダイレクター

取締役候補者とした理由

ダムリ タンシェヴァヴォン氏は、当社グループの海外事業案件に携わり、海外での事業発展に尽力しております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

■ 取締役在任年数
15年

■ 取締役会への出席状況
100%（6回／6回）

■ 所有する当社株式の数

候補者
番号

5

やす ふく たけ の すけ
安福 武之助

再任

1973年7月5日生（満52歳）



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2007年6月 (株)神戸酒心館取締役副社長

2011年8月 同社代表取締役社長
現在に至る

2015年6月 当社取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

(株)神戸酒心館代表取締役社長

※2026年7月1日付で同社代表取締役会長に就任する予定です。

取締役候補者とした理由

安福武之助氏は、(株)神戸酒心館の代表取締役社長を務めており、経営者としての経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に有用な助言を行っております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

■ 取締役在任年数
11年

■ 取締役会への出席状況
100%（6回／6回）

■ 所有する当社株式の数
2,000株

候補者
番号

6

たけ だ くにとし
武田 邦俊

再任

社外

独立

1955年9月21日生（満70歳）



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2007年7月 (株)ブリヂストン海外地域事業本部長

2008年6月 普利司通（中国）投資有限公司董事長、総経理

2010年3月 (株)ブリヂストン執行役員、普利司通（中国）投資有限公司董事長、総経理

2011年7月 同社執行役員 特殊タイヤ事業担当

2012年9月 同社執行役員 海外地域タイヤ事業担当、海外地域タイヤ事業本部長

2014年7月 同社執行役員、BRIDGESTONE ASIA PACIFIC PTE. LTD. 取締役、COO

2015年3月 同社執行役員、BRIDGESTONE SOUTH AFRICA (PTY) LTD. 取締役、COO

2019年6月 当社社外取締役
現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

武田邦俊氏は、長年にわたり(株)ブリヂストンにおいて海外事業案件に携わり、豊富な経験と高い見識を有しており、2019年6月から当社の社外取締役として、経営を適切に監督いただいておりますため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社の経営を監督していただくとともに、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等をいただくことを期待しております。また、選任後は、指名・報酬委員会の委員長を委嘱する予定です。

■ 取締役在任年数
7年

■ 取締役会への出席状況
100%（6回／6回）

■ 所有する当社株式の数
600株

候補者
番号

7

たか はし もとむ
高橋 規

再任 社外 独立
1953年6月12日生 (満73歳)



取締役在任年数
5年

取締役会への出席状況
100% (6回/6回)

所有する当社株式の数
1,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年4月 三井物産(株)執行役員、米国三井物産(株)副社長
2010年4月 同社執行役員 鉄鋼製品本部長
2011年4月 同社常務執行役員 鉄鋼製品本部長
2014年4月 同社専務執行役員、米国三井物産(株)社長
2015年4月 同社副社長執行役員、米国三井物産(株)社長
2016年6月 同社代表取締役副社長
2017年4月 APECビジネス諮問委員会日本委員
2017年6月 三井物産(株)顧問
2021年6月 当社社外取締役
現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高橋規氏は、三井物産(株)の代表取締役副社長等を歴任し、経営者としての豊富な経験および鉄鋼分野における卓越した見識・実績を有しており、2021年6月から当社の社外取締役として、経営を適切に監督いただいておりますため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社の経営を監督していただくとともに、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等をいただくことを期待しております。また、選任後も引き続き、指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

候補者
番号

8

Pimjai Wangkiat
ピムジャイ ワンキアット

再任 社外 独立 女性
1963年12月29日生 (満62歳)



取締役在任年数
4年

取締役会への出席状況
100% (6回/6回)

所有する当社株式の数
—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2005年1月 The Siam Cement Public Co., Ltd. デputyコーポレートダイレクター
コーポレートプランニング部門担当
2007年6月 同社コーポレートダイレクター コーポレートオーガニゼーションディベロップメント
部門担当
2019年1月 同社コーポレートダイレクター、アドバイザー
2022年6月 当社社外取締役
現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ピムジャイ ワンキアット氏は、長年にわたりタイのサイアム・セメント・グループにおいて経営企画および事業開発に携わり、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、2022年6月から当社の社外取締役として、経営を適切に監督いただいておりますため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社の経営を監督していただくとともに、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等をいただくことを期待しております。

候補者
番号

9

こ たら よし かず
古寺 良和

新任

1969年7月29日生（満56歳）



■ 所有する当社株式の数
5,913株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社
2003年8月 ヤマトホールディングコーポレーション（米国）
2014年7月 当社経営企画部長
2017年6月 ヤマトスチール(株)取締役 業務部長
2020年6月 大和軌道製造(株)常務取締役 品質保証部・生産管理部・業務部担当
2023年6月 当社常務執行役員 財務経理部・リスクマネジメント部担当
2025年12月 当社常務執行役員 グローバル事業推進部担当
現在に至る

(重要な兼職の状況)

2026年6月25日開催予定の兵機海運(株)の定時株主総会において承認された場合、同社の取締役に就任する予定です。

取締役候補者とした理由

古寺良和氏は、当社ならびに当社子会社において経営企画および事業戦略、財務等の業務に携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。当社グローバル事業推進部担当常務執行役員として、重要な業務の執行を適切に行っており、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

10

ま の ひと し
眞野 仁志

新任

社外

独立

1963年9月3日生（満62歳）



■ 所有する当社株式の数

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2011年4月 日産自動車(株)生産管理部長
2015年4月 ブラジル日産自動車ヴァイスプレジデント
2017年4月 日産自動車(株)生産企画統括本部副本部長
2020年4月 同社常務執行役員 生産企画統括本部・サプライチェーンマネジメント本部担当
2023年4月 同社専務執行役員 生産企画統括本部・サプライチェーンマネジメント本部・グローバルBCPマネジメント担当
2025年4月 同社アドバイザー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

眞野仁志氏は、長年にわたり日産自動車(株)において経営企画および生産管理、サプライチェーンマネジメント等の業務に加え、海外子会社の経営にも携わり、豊富な経験と高い見識を有しており、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社の経営を監督していただくとともに、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等をいただくことを期待しております。また、選任後は、指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

第3号議案

取締役に対する業績連動事後交付型譲渡制限付
株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2023年6月29日開催の当社第104回定時株主総会において、年額720百万円以内（うち社外取締役分は年額70百万円以内）とし、また、2021年6月29日開催の当社第102回定時株主総会において、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。以下、「対象取締役」）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限を30,000株とすることについてご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、対象取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上により一層高めることを目的として、現行の譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、対象取締役に対し、予め定める1事業年度（以下、「業績評価期間」）の業績目標達成度等に応じて算定される数の当社普通株式であつて、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服するもの（以下、「譲渡制限付株式」）を交付する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」）を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する本制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（下記3.にて定義。以下同じ）につき150百万円以内として設定したいと存じます。なお、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬の支給は、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各対象期間について割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数（2026年3月31日時点）に占める割合は0.08%（小数点以下第3位を四捨五入）程度と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終了後の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本議案（ご参考①）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると考えております。

また、現在の当社の取締役は10名（うち社外取締役4名、非常勤取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は10名（うち社外取締役4名、非常勤取締役1名）となり、対象取締役は5名となります。

なお、本議案を原案どおりご承認いただくことを条件として、対象取締役に対する現行の譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、以後新たな譲渡制限付株式の割当ては行わないこととしますが、既に付与した譲渡制限付株式は今後も存続します。

記

【本制度の概要】

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、業績評価期間の業績目標達成度等に応じて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなります。

また、金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記4.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します（ただし、下記3.②の定めに基づき対象取締役が交付を受ける株式には譲渡制限を付しません）。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を、各対象期間について割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

3. 交付要件等

主な交付要件等は以下のとおりです。

- ① 当社は、基準となる株式数や業績目標達成度の算出方法を予め定めただうえで、対象取締役に対して、業績評価期間の業績目標達成度や、業績評価期間開始日以降、最初に開催される当社定時株主総会開催日から業績評価期間満了日以降、最初に開催される当社定時株主総会開催日までの期間（以下、「対象期間」）の勤務期間に応じて算定される数の譲渡制限付株式を、対象期間終了後に交付します。

- ② 本制度に基づく株式交付の日より前に、対象取締役が正当な理由により当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任または退職した場合（死亡または傷病等により退任または退職した場合を除く）、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、本制度に関する報酬等として上記の総額および総数の範囲内で、当該対象取締役に対して当社取締役会が合理的に算定する数の株式を交付します。
- また、本制度に基づく株式交付の日より前に、対象取締役が死亡または傷病等により当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任または退職した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で、当該対象取締役（死亡により退任または退職した場合には当該対象取締役の権利を承継する相続人）に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。
- ③ 本制度に基づく株式交付の日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る）、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、対象取締役に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。
- ④ 対象取締役が、死亡その他正当な理由によらず当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任または退職した場合および一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定める）に該当した場合には、対象取締役に対して本制度に基づいて譲渡制限付株式および金銭は交付されません。

4. 譲渡制限付株式割当契約の概要

譲渡制限付株式の割当てに際し、本制度に基づき当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役（以下、「割当対象者」）との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任または退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」）、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得するものいたします。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る）には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものいたします。

(ご参考①) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（変更案）

a. 基本方針

- ・当社グループの「Mission, Vision, Yamato SPIRIT」、ならびに「2030年ありたい姿」に掲げた重点戦略に則した職務の遂行を促すものとする。
- ・「より高いガバナンスが機能する企業」、「株主・投資家と建設的な対話を続け企業価値の向上にコミットする企業」を実現するため、重点戦略等における具体的な経営目標の達成を動機づけるものとする。
- ・当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるため、短期的な成果や職務遂行の状況等に連動する報酬（業績連動報酬）と企業価値に連動する報酬（株式報酬）の割合や水準を適切に設定する。
- ・当社グループが担う社会的役割や責任の大きさ、鉄鋼業界をはじめとした同業他社の動向、企業価値が同規模他社の動向ならびに経営環境の変化を勘案した上で、当社の役員に相応しい処遇とする。

b. 報酬構成・報酬水準

- ・取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く取締役を指します）の報酬は、固定報酬である「基礎報酬」「代表権報酬」および変動報酬である「業績連動報酬」「株式報酬」により構成します。
- ・業務執行に係る「基礎報酬および代表権報酬：業績連動報酬：株式報酬」の比率は、基準額で社長は「50%：35%：15%」、その他取締役は「50%：40%：10%」となるように設定しています。
- ・報酬水準は、客観的な役員報酬サーベイデータ等を参考に、当社取締役の職責および今後の経営環境の変化等を勘案し、適切な金額に設定します。
- ・社外取締役および非常勤取締役の報酬については、固定報酬である「基礎報酬」のみです。

c. 業績連動報酬

- ・業績連動報酬として個人別に支給する金銭の額は、財務目標・戦略目標・改善目標の目標達成状況等に応じて、役員別基準額の0%～200%の範囲で変動します。

d. 業績連動事後交付型譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）

- ・当社が重視する経営指標についての、業績評価期間満了時における達成度に応じ、譲渡制限期間を設けた上で、事後的に当社の普通株式を交付します。業績評価期間は1年間（各事業年度）としています。

e. 報酬決定手続き

- ・取締役の個人別の報酬等に関する事項は、その透明性と客観性を確保するため、独立社外取締役を中心とした任意の報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会において決定します。報酬委員会の審議においては、経営環境の変化や株主・投資家の意見等も踏まえるとともに、透明性・客観性の見地から審議に必要な情報を適切に得ることにします。
- ・業績連動報酬の個人別支給額の決定過程における、個人目標達成度の目標および評価については、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が各取締役との面談を経て起案し、報酬委員会の審議を経て、代表取締役が決定します。決定した個人目標達成度の目標および評価結果については、評価の客観性・公正性を担保するため、適切に取締役会に報告することとします。最終的な個人別の業績連動報酬支給額は、代表取締役が起案し、報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定します。
- ・また、当社の業績が悪化した場合や当社の企業価値等を毀損するような重大と考える事故、不祥事等が発生した場合は、取締役会において判断したときには取締役の報酬等を減額または不支給とすることがあります。


(ご参考②)

当社は、当社の執行役員に対しても、上記と同様の業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬を支給する予定です。

ご参考 第2号議案承認可決後の取締役会および監査役会の体制









第2号議案が原案のとおり承認可決された場合、取締役会の体制は本定時株主総会終了後の取締役会にて、次のとおりとなお、取締役10名のうち独立社外取締役は4名（比率40%）、女性は1名（比率10%）、指名委員会および報酬委員会の委員

取締役会

		取締役会				
						
氏名および属性		こばやし みきお 小林 幹生	つかもと かずひろ 塚本 一弘	やすふく たけのすけ 安福 武之助	こてら よしかず 古寺 良和	おおき のぶお 大木 伸夫
		男性	男性	男性	男性	男性
		執行	執行	執行	執行	執行
就任予定役職・委員など		代表取締役社長	代表取締役 常務執行役員 総務部・人事部・ システム管理部 担当	取締役常務執行役員 サステナビリティ 経営推進部担当	取締役常務執行役員 グローバル事業 推進部担当	取締役執行役員 技術統括部担当
		サステナビリティ 委員会委員長	指名委員会委員 報酬委員会委員 サステナビリティ 委員会委員	サステナビリティ 委員会委員	サステナビリティ 委員会委員	
年齢		69歳	65歳	52歳	56歳	51歳
在任年数		14年	9年	11年	—	2年
保有する株式の数 (2026年3月末現在)		16,275株	5,760株	2,000株	5,913株	1,609株
経験・ 知見・ 専門性	経営全般	●	●	●		
	グローバル経験	●	●	●	●	●
	技術開発/DX					●
	事業戦略/マーケティング	●	●		●	
	サステナビリティ	●	●	●		
	財務・会計/事業投資		●		●	
	法務/リスクマネジメント			●	●	

なる予定であります。

5名のうち独立役員（取締役および監査役）は4名（比率80%）となる予定であります。

					監査役会		
							
Damri Tunshavong ダムリ タンシェヴァヴォン	たけだ くにし 武田 邦俊	たかはし もとむ 高橋 規	Pimjai Wangkiat ピムジャイ ワンキアット	まの ひとし 真野 仁志	なかや けんご 中矢 憲護	かたやま しげあき 形山 成朗	なかじょう みきお 中上 幹雄
男性	男性	男性	女性	男性	男性	男性	男性
外国人			外国人				
非執行	非執行	非執行	非執行	非執行	非執行	非執行	非執行
	社外・独立役員	社外・独立役員	社外・独立役員	社外・独立役員		社外・独立役員	社外・独立役員
取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	常勤監査役	社外・常勤監査役	社外監査役
	指名委員会委員長 報酬委員会委員長 サステナビリティ 委員会委員	指名委員会委員 報酬委員会委員 サステナビリティ 委員会委員		指名委員会委員 報酬委員会委員 サステナビリティ 委員会委員		指名委員会委員 報酬委員会委員	
72歳	70歳	73歳	62歳	62歳	59歳	69歳	63歳
15年	7年	5年	4年	—	6年	7年	7年
—	600株	1,200株	—	—	3,300株	2,500株	1,100株
●	●	●	●	●		●	
●	●	●	●	●	●	●	
●							
●	●	●	●			●	
		●		●			
	●		●		●	●	
				●			●

(ご参考)

【当社の社外役員独立性基準】

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称する）または社外役員候補者の独立性基準を以下のとおり定め、次の項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

- ① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注1）または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者）にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附または助成（注5）を受けている者（当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している主要な金融機関その他の大口債権者（注6）またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社の主要株主（注7）または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑩に該当する者（重要な地位にある者（注8）に限る）の近親者等（注9）
- ⑬ 前各号の定めにかかわらず、その他当社との利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- (注) 1. 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。なお、社外監査役については、非業務執行取締役を含む
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社および子会社ならびに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者
3. 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
4. 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1千万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
5. 一定額を超える寄附または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1千万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附または助成をいう
6. 主要な金融機関その他の大口債権者とは、直近事業年度末における全借入額または全債務額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関または債権者をいう
7. 主要株主とは、議決権保有割合10%以上の株主をいう
8. 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
9. 近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の事業の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループの経営環境は、中国の過剰生産を背景とした安価な鋼材の輸出が引続き高水準で推移するなか、米国を除く地域においては鋼材需要の停滞および市況低迷が長期化するなど、総じて厳しい状況となりました。一方、米国事業は堅調な需要に加え、政府による関税強化措置を背景とした市況上昇により安定した高収益を確保し、引続き連結業績を牽引しております。なお、中東事業に関しましては、2025年6月に株式譲渡契約を締結(最終合意に伴い、追加損失58億円(持分法損失49億円、特別損失9億円)を計上)し、2026年2月に株式譲渡実行を完了(当該関係会社株式の売却処理に伴う為替換算調整勘定222億円を取崩)しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は160,389百万円(前期比4.7%減)となりました。利益につきましては、営業利益は4,495百万円(前期比60.9%減)、経常利益は65,235百万円(前期比19.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては62,389百万円(前期比96.0%増)となりました。

売上高	160,389百万円	前期比4.7%減	↓
営業利益	4,495百万円	前期比60.9%減	↓
経常利益	65,235百万円	前期比19.9%増	↑
親会社株主に帰属する 当期純利益	62,389百万円	前期比96.0%増	↑

当期におけるセグメントの業績は、次のとおりです。

鉄鋼事業（日本） 売上高 52,981百万円 前期比 △11.0%

主要製品名 | H形鋼、溝形鋼、I形鋼、鋼矢板、縞H形鋼、造船用形鋼、鋳鋼品、船舶製缶、重機械加工

日本におきましては、建設業界の施工能力不足や建設コストの高止まりを背景に形鋼需要の停滞が続いております。下期以降、諸コスト高に加え、円安の影響による鉄スクラップ価格の上昇を受けて、メーカー各社が収益改善を目的に値上げ姿勢を強めた結果、形鋼市況は持ち直しの兆しが見られますが、依然として十分な改善には至っておりません。ヤマトスチールにおきましては、一部製品の値上げを先行して打ち出すとともに、製販一体となった短納期対応による受注確保に努めましたが、電力費等の諸コスト上昇に加え、鉄スクラップ価格上昇による鋼材マージンの一段の悪化により、業績につきましては前期比で減収減益となりました。

以上により、当事業の売上高は、前期比6,533百万円減の52,981百万円、セグメント利益（営業利益）は、前期比4,467百万円減の1,494百万円となりました。

鉄鋼事業（タイ） 売上高 68,520百万円 前期比 △0.9%

主要製品名 | H形鋼、溝形鋼、I形鋼、鋼矢板、等辺山形鋼

サイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッド（SYS）におきましては、タイ国内の形鋼需要は治水事業等の公共事業やデータセンター等の民間プロジェクトを中心に回復傾向にあり、輸出を含めた販売強化等により、販売数量は前期を上回りました。一方、需要低迷や安価な中国材の流入を受けて下落基調が続いていた国内販売価格は当第3四半期に漸く下げ止まったものの前期を下回り、輸出販売価格は中国材との激しい競争にバーツ高の影響が重なり下落基調が継続し、鋼材マージンが縮小したことで、業績につきましては前期比で減収減益となりました。

以上により、当事業の売上高は、前期比594百万円減の68,520百万円、セグメント利益（営業利益）は前期比1,108百万円減の4,236百万円となりました。

なお、2026年3月にSYS株式5.82%を追加取得し、SYSへの出資比率は従来の64.18%から70.00%となっております。

鉄鋼事業（インドネシア）売上高 25,033百万円 前期比 △10.5%

主要製品名 | H形鋼、溝形鋼、等辺山形鋼

PTガルーダ・ヤマト・スチール（GYS）におきましては、新政権下での予算編成の見直しによるインフラ投資予算の大幅削減に加え、期中では米国との関税措置交渉の影響により民間投資が一時的に停滞したことから、形鋼需要は低調に推移しました。形鋼需要が伸び悩むなか、耐震性に優れた建築鋼材の拡販等に取り組み、ASEAN拠点の中では比較的高水準の鋼材マージンを確保したものの、安価な中国材の流入は勢いを増しており、国内外メーカーとの厳しい競争環境が継続しています。

以上により、当事業の売上高は前期比（前期は第2四半期会計期間以降）2,933百万円減の25,033百万円、セグメント利益（営業利益）は前期比2,761百万円減の1,025百万円となりました。なお、セグメント利益には企業結合に伴う無形資産の償却額181百万円およびのれん償却額1,025百万円が含まれております。

なお、当連結会計年度よりGYSにおける機能通貨を米ドルからインドネシアルピアに変更しております。

軌道用品事業 売上高 9,674百万円 前期比 +10.9%

主要製品名

分岐器類、伸縮継目、NEWクロッシング、接着絶縁レール、脱線防止ガード、タイププレート類、ボルト類

当事業の売上高は、前期比948百万円増の9,674百万円、セグメント利益（営業利益）は前期比300百万円増の1,731百万円となりました。

その他 売上高 4,180百万円 前期比 +41.9%

その他の売上高は、前期比1,235百万円増の4,180百万円、セグメント利益（営業利益）は前期比68百万円増の365百万円となりました。

持分法適用関連会社を有する主要海外各拠点の概況

(米国)

ニューコア・ヤマト・スチールカンパニー (NYS) におきましては、データセンターやスタジアム等の大型建築案件向け中心に形鋼需要は堅調に推移し、政府による関税強化措置の影響に加え、高付加価値製品の製造・販売強化等により販売数量は前期比で増加しました。また、鉄スクラップが低位安定で推移するなか、高水準の受注残を背景に販売価格は期初より上昇基調を維持し、鋼材マージンも改善したことから、業績につきましては、前期比で増益となりました。

(ベトナム)

ポスコ・ヤマト・ビナ・スチールジョイントストックカンパニー (PY VINA) におきましては、ベトナム経済が堅調に推移するなか、国内の形鋼需要は回復傾向にあるものの、中国材等の安価な輸入材との厳しい競争環境は続いております。また、韓国向け等の輸販売は輸出先の需要低迷の影響を受け、伸び悩んでおります。業績につきましては、前期比では増益であります。黒字を確保している水準に留まっています。

(韓国)

ワイケー・スチールコーポレーション (YKS) におきましては、長引く建設・不動産業界の不振の影響を受け、韓国内の鉄筋需要が大幅に落ち込み、生産・販売量が大幅に減少しました。業績につきましては、販売数量減および販売価格の下落による鋼材マージンの悪化により、前期比で減益となりました。

(2) 対処すべき課題

(2027年3月期の見通し)

2027年3月期の見通しにつきましては、中東情勢の緊迫化が続くなか、原油高や物流停滞が懸念されるなど世界経済の不確実性が高まっております。また、中国においては不動産不況の長期化により内需回復は当面期待し難い状況にあり、中国からの安価な鋼材輸出は引続き高水準で推移するものと思われまます。

当社グループを取り巻く経営環境は、米国を除く拠点においては総じて厳しい状況が継続する見込みであります。米国事業においては、中東情勢の緊迫化や中国景気低迷等の外部環境の影響は限定的であり、引続き安定した高収益を確保できる事業環境にあります。各拠点において、中国材への対抗策を図り、引続き販売数量の確保、鋼材マージンの維持およびコスト低減等に努めてまいります。

	2026年3月期連結業績実績	2027年3月期連結業績予想
売上高	1,603億円	1,660億円
営業利益	44億円	45億円
経常利益	652億円	680億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	623億円	470億円

(経営課題)

当社グループは、グローバルな鉄事業を通して、国際社会の発展や豊かな地域社会の実現に貢献することをミッションとして、これからもサステナブルな社会の実現に向けた取り組みを継続してまいります。

地政学的リスクが顕在化するなか、当社グループを取り巻く経営環境は不確実性を増しております。こうした変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ、当社グループは、「2030年ありたい姿」に掲げた重点戦略を進めていく所存です。カーボンニュートラル・循環型社会実現に向け、「コア事業である形鋼事業の強靱化」において、アジア等の成長地域での販売拡大、高度な操業ノウハウと最先端技術の導入による各拠点の収益力維持・向上を推し進めるとともに、「新たな鉄・インフラ・グリーン事業領域への進出」において、国内外での積極的なM&Aなどを通じた製品群の拡充やバリューチェーンの強化、技術獲得に挑戦し、それらを支えるプロフェッショナル人材の育成と充実に一層注力してまいります。

2030年ありたい姿：

**形鋼グローバル No1 としての地位（量 × 収益力）を
確固たるものとし、新たな事業領域でも挑戦を続ける企業**

カーボンニュートラル・循環型社会実現に向けた継続的な取組み

- グリーン技術 / エネルギーの導入加速による電炉事業の環境優位性の向上
- 先端技術を有する企業との提携、大学等との共同研究開発

コア事業である形鋼事業の強靱化

- アジア等の成長地域での販売拡大
(新規拠点の獲得、既存拠点の競争力強化)
- 高度な操業 / ウハウと最先端技術の導入
による収益力維持・向上

新たな鉄・インフラ・グリーン事業領域への進出

- 形鋼に続く製品群の拡充やバリューチェーン
の強化、技術獲得
- 国内外での積極的な M&A 推進

新たな挑戦を支えるプロフェッショナル人材の育成と充実

グローバル企業として、新たな価値を創造し、豊かな社会の実現に貢献

(3) 設備投資の状況

当期は、鉄鋼事業（日本）セグメントの圧延設備の更新および鉄鋼事業（タイ）セグメントの維持更新投資を中心に総額12,843百万円の設備投資を行いました。

(4) 資金調達の状況

当期中においては、増資および社債の発行による資金調達は行っておりません。

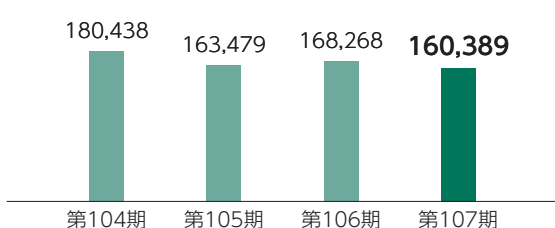
(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第104期	第105期	第106期	第107期
	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高	180,438百万円	163,479百万円	168,268百万円	160,389百万円
経常利益	90,494百万円	99,223百万円	54,402百万円	65,235百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	65,317百万円	70,018百万円	31,833百万円	62,389百万円
1株当たり当期純利益	1,025円49銭	1,099円15銭	502円51銭	1,024円60銭
総資産	515,000百万円	608,783百万円	657,481百万円	633,540百万円
純資産	470,211百万円	554,941百万円	602,940百万円	581,417百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数(自己株式を除く)により算出しております。

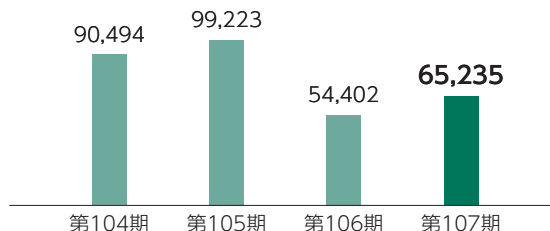
■ 売上高

(単位：百万円)



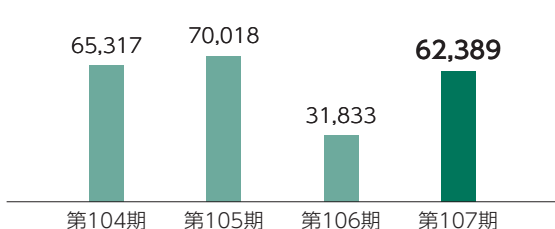
■ 経常利益

(単位：百万円)



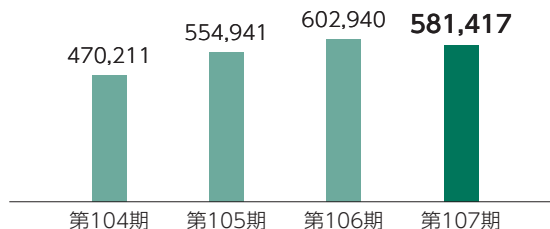
■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



■ 純資産

(単位：百万円)



2 企業集団の現況 (2026年3月31日現在)

(1) 主要な営業所および工場

(当社)

名 称	本社所在地	営業所および工場
大和工業株式会社	兵庫県姫路市	——

(連結子会社および持分法適用関連会社)

名 称	本社所在地	営業所および工場
ヤマトスチール株式会社	兵庫県姫路市	東京支店 (東京都港区) 大阪支店 (大阪市西区)
大和軌道製造株式会社	兵庫県姫路市	東京支店 (東京都港区) 大阪支店 (大阪市西区) 九州営業所 (福岡市博多区)
サイアム・ヤマト・ スチールカンパニーリミテッド	タイ	——
PTガルーダ・ヤマト・スチール	インドネシア	——
ヤマトコウギョウアメリカ・インク	米 国	——
ヤマトホールディングコーポレーション	米 国	——
ヤマトコウギョウ (ユー・エス・エー) コーポレーション	米 国	——
ヤマト・コリア・ホールディングス カンパニーリミテッド	韓 国	——
大和商事株式会社	兵庫県姫路市	——
株式会社松原テクノ	兵庫県加古郡	——
ニューコア・ヤマト・スチールカンパニー	米 国	——
アーカンソー・スチール・アソシエイツLLC	米 国	——
ポストコ・ヤマト・ビナ・スチールジョイント ストックカンパニー	ベトナム	——
ワイケー・スチールコーポレーション	韓 国	——
兵機海運株式会社	兵庫県神戸市	東京支店 (東京都中央区) 大阪支店 (大阪市住之江区) 姫路支店 (姫路市飾磨区) ほか
サリックス・プロダクツ Pty Ltd.	オーストラリア	——

(注) 兵機海運株式会社の東京支店は、2026年5月7日付で東京都港区へ移転しております。

(2) 主要な借入先

重要な借入金はありません。

なお、当社は、将来の資金需要に対して安定的、機動的かつ効率的な資金調達を可能にするため、金融機関3社と特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン契約）を締結しております。

(3) 重要な子会社および関連会社の状況

(子会社)

名称	資本金または出資金	当社の議決権比率 (間接所有を含む)	主要な事業内容
ヤマトスチール株式会社	450百万円	100.00%	鉄鋼製品ならびに重工加工品の製造および販売に関する事業
大和軌道製造株式会社	310百万円	100.00%	軌道用品の製造および販売に関する事業
サイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッド	3,000百万バーツ	70.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
PTガルーダ・ヤマト・スチール	6,375.951百万ルピア	80.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
ヤマトコウギョウアメリカ・インク	13千米ドル	100.00%	ヤマトホールディングコーポレーションおよびヤマトコウギョウ（ユー・エス・エー）コーポレーションの統括
ヤマトホールディングコーポレーション	46千米ドル	100.00%	合併会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニーへの投資（25.00%）
ヤマトコウギョウ（ユー・エス・エー）コーポレーション	14千米ドル	100.00%	合併会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニーへの投資（24.00%） 合併会社アーカンソー・スチール・アソシエイツLLCへの投資（50.00%） ヤマト・コリア・ホールディングスカンパニーリミテッドへの投資（75.00%）
ヤマト・コリア・ホールディングスカンパニーリミテッド	5,937百万ウォン	100.00%	不動産賃貸に関する事業 合併会社ワイケー・スチールコーポレーションへの投資（30.00%）
大和商事株式会社	38百万円	81.82%	運送ならびに医療廃棄物処理および不動産賃貸に関する事業
株式会社松原テクノ	20百万円	100.00%	カウンターウエイトの製造および販売 プラント設備の設計、製造、据付および販売

(注) 「主要な事業内容」の()内の数値は、それぞれ当該会社への出資比率を表示しております。

(関連会社)

名称	資本金または出資金	当社の議決権比率 (間接所有を含む)	主要な事業内容
ニューコア・ヤマト・スチールカンパニー	185百万米ドル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
アーカンソー・スチール・アソシエイツLLC	26百万米ドル	50.00%	鉄鋼製品ならびに軌道用品の製造および販売に関する事業
ポスコ・ヤマト・ピナ・スチールジョイントストックカンパニー	8,345,225百万ベトナムドン	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
ワイケー・スチールコーポレーション	5,924百万ウォン	30.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
兵機海運株式会社	612百万円	20.50%	海運および港運・倉庫事業
サリックス・プロダクツ Pty Ltd.	100オーストラリアドル	50.00%	軌道用品の設計および販売に関する事業

(4) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,463名	122名減

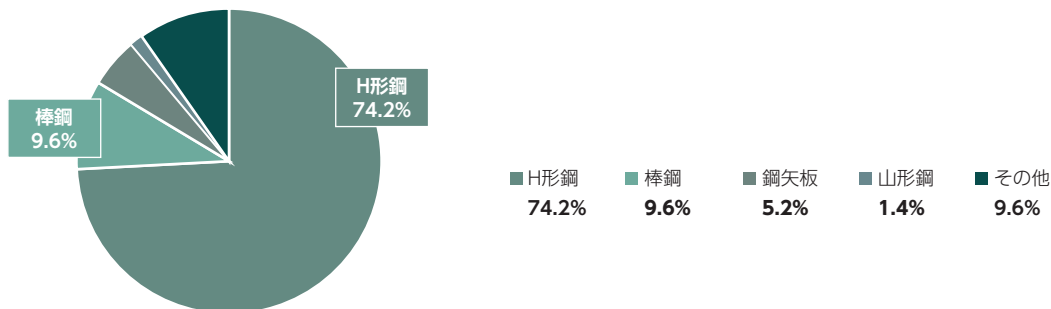
(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は除いております。

② 当社の従業員の状況

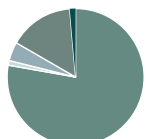
従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
130名	24名増	38.6歳	9.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数・出向社員数は除いております。

(ご参考) 大和工業グループの製品構成 (2026年3月期)

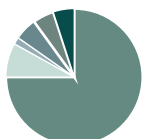


大和工業グループ合計



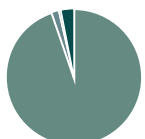
H形鋼 78.0%

ヤマトスチール株式会社
(日本)



H形鋼 75.2%

サイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッド
(タイ)



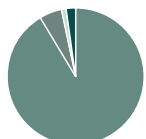
H形鋼 94.8%

PTガルダ・ヤマト・スチール
(インドネシア)



H形鋼 87.3%

ポスコ・ヤマト・ビナ・スチールジョイントストックカンパニー
(ベトナム)



H形鋼 91.3%

ニューコア・ヤマト・スチールカンパニー
(米国)



タイププレート 99.6%

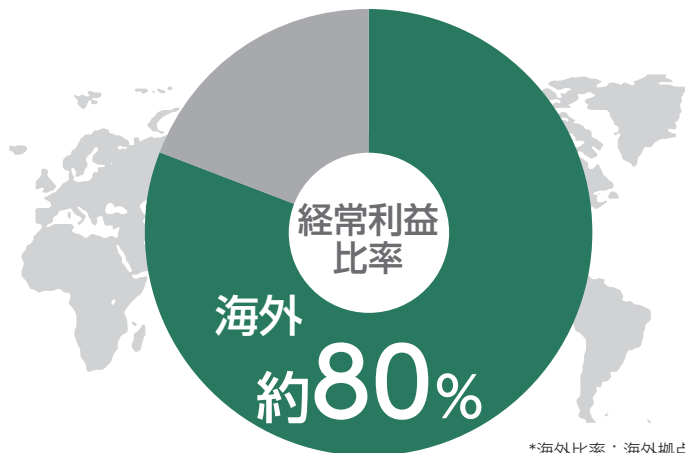
アーカンソー・スチール・アソシエイツLLC
(米国)



棒鋼 100%

ワイケー・スチールコーポレーション
(韓国)

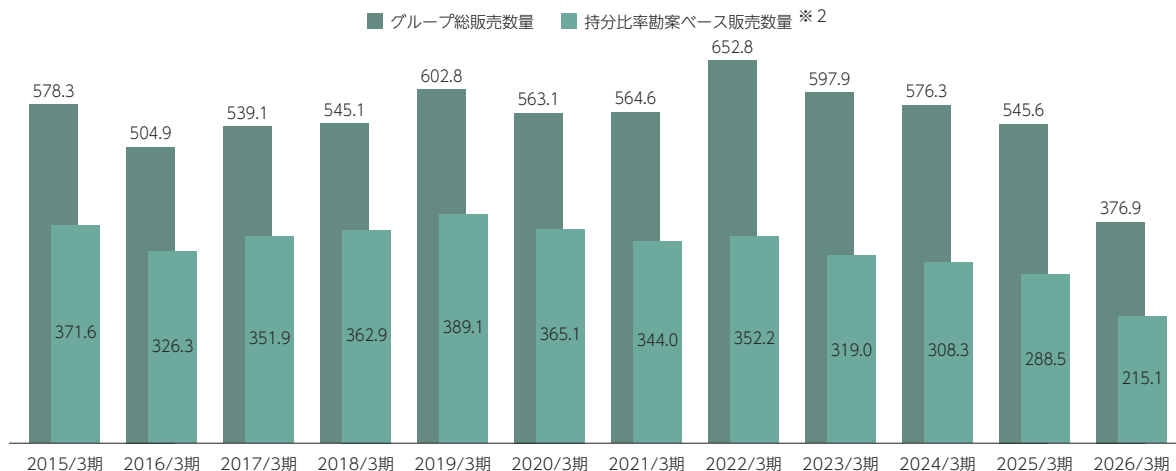
(ご参考) 経常利益に占める海外比率 (2026年3月期)



*海外比率：海外拠点の事業収益が経常利益に占める割合

(ご参考) グループ総販売数量の推移※1

(単位：万MT)



※1 半製品及びグループ間取引を含む

※2 各社の販売量に当社の持分比率を乗じたもの

3 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 171,257,770株
 (2) 発行済株式の総数 62,000,000株 (内、自己株式 1,301,834株)
 (3) 株主数 12,037名
 (4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
井上 浩行	7,662千株	12.62%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,371千株	10.50%
井上不動産有限会社	4,642千株	7.65%
三井物産株式会社	4,573千株	7.53%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,180千株	6.89%
株式会社SMBC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	2,837千株	4.67%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,055千株	3.39%
井上 喜美子	1,739千株	2.87%
株式会社みずほ銀行	1,675千株	2.76%
SECカーボン株式会社	1,307千株	2.15%

(注) 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり、自己株式を取得しました。

2024年10月31日開催の取締役会決議に基づく取得

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	3,000,000株
取得価額の総額	25,136,604,400円
取得期間	2024年11月1日から2025年10月31日まで

2025年10月31日開催の取締役会決議に基づく取得

取得した株式の種類 当社普通株式

取得した株式の総数 1,000,000株

取得価額の総額 11,259,368,800円

取得期間 2025年11月4日から2026年3月24日まで

②自己株式の消却

当社は、会社法第178条の規定に基づき、以下のとおり、自己株式を消却しました。

2025年10月31日開催の取締役会決議に基づく消却

消却した株式の種類 当社普通株式

消却した株式の総数 3,000,000株

消却した日 2025年11月17日

消却後の発行済株式の総数 62,000,000株

(6) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役および非常勤取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区 分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役および非常勤取締役を除く)	2,914株	5名

(注) 上記以外に当社の執行役員1名および当社子会社の取締役5名に対して2,076株を交付しております。

4 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況 (2026年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
井上 浩行	取締役会長	
小林 幹生	代表取締役社長	
塚本 一弘	代表取締役常務執行役員 総務部・人事部・システム管理部・サステナビリティ経営統括部担当	
大木 伸夫	取締役執行役員 技術統括部担当	
ダブリタンシエヴァヴォン	取締役	
安福 武之助	取締役	株式会社神戸酒心館 代表取締役社長
赤松 清茂	取締役	
武田 邦俊	取締役	
高橋 規	取締役	
ピムジャイ ワンキアット	取締役	
中矢 憲護	常勤監査役	
形山 成朗	常勤監査役	
中上 幹雄	監査役	澤田・中上・森法律事務所 代表弁護士 株式会社MORESCO社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役赤松清茂、武田邦俊、高橋規およびピムジャイ ワンキアットの4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役形山成朗および中上幹雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 取締役赤松清茂、武田邦俊、高橋規、ピムジャイ ワンキアット、監査役形山成朗および中上幹雄の6氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役形山成朗氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中に辞任した取締役は、次のとおりです。

氏名	辞任時の地位・担当および重要な兼職の状況	辞任日
尾寄 朋史	取締役常務執行役員 グローバル事業推進部担当 兵機海運(株)取締役	2025年10月31日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、ダムリ タンシェヴァヴォン氏、安福武之助氏、赤松清茂氏、武田邦俊氏、高橋規氏、ピムジャイ ワンキアット氏、中矢憲護氏、形山成朗氏および中上幹雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社および一部の子会社の取締役、監査役および執行役員であり、保険料を全額当社が負担しております。

(4) 会社役員に対する報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員 の員数 (人)
		金銭報酬			非金銭報酬等	
		合計	基本報酬	業績連動報酬等		
取締役 (うち社外取締役)	451 (64)	426 (64)	271 (64)	155 (-)	24 (-)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	65 (38)	65 (38)	65 (38)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注) 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式報酬であり、年額720百万円以内の金銭報酬枠とは別枠で年額100百万円以内と定めております。

② 取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、2023年6月29日開催の当社第104回定時株主総会において、年額720百万円以内（うち社外取締役分は年額70百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役4名）です。

また、2021年6月29日開催の第102回定時株主総会において、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入し、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記の報酬枠とは別枠で年額100百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の株式報酬の対象となる取締役の員数は5名（社外取締役および非常勤取締役を除く）です。

当社監査役の報酬額は、2017年6月29日開催の当社第98回定時株主総会において、年額75百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のとおり定めております。

- ・当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）の報酬は、当社の経営監督責任に加えて、グループ経営に対する貢献責務、役位等を総合的に勘案して決定される固定報酬部分と、業績目標の達成度や個人評価等に応じて決定される業績連動報酬部分で構成する月額報酬を毎月一定の時期に支給するものとする。取締役の報酬総額は2023年6月29日開催の第104回定時株主総会において年額720百万円以内と定めている。また、2021年6月29日開催の第102回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決定し、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記の報酬枠とは別枠で年額100百万円以内と定めている。譲渡制限付株式付与のための報酬は毎年一定の時期に割り当てるものとする。取締役の個人別の報酬額については、報酬委員会の審議、答申を踏まえて、取締役会からの一任により、代表取締役社長が株主総会で決議された報酬限度額内で決定する。
- ・業績連動報酬に係る指標は、連結経常利益等であり、単年度事業計画の連結経常利益を元に標準値を設定の上、年度業績に応じた下限0、上限2.0の係数テーブルを設定し、

この係数を、役位ごとの業績連動報酬の基準額に乘じ、毎年の個々の業績連動報酬を算出する。

- ・固定報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬の支給割合は、年度の業績または役位により変動するが、概ね固定報酬が50%、業績連動報酬が40%、譲渡制限付株式報酬が10%となるような設計とする。
- ・取締役の報酬決定の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会を設置しており、報酬委員会は当社の経営環境、世間水準等を考慮した役員報酬制度の見直し（報酬水準、業績評価のKPIや基準値の見直し等）や、取締役会の諮問に基づき、取締役の報酬に関し審議をし、取締役会に対して答申を行う。

報酬等の決定方針については、報酬委員会での審議を踏まえて、取締役会で決定しております。当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬に係る指標は、連結経常利益等であり、当該指標を選択した理由は、グループ全体の業績に責任を負うことを明確にするため、単年度事業計画の連結経常利益を元に標準値を設定の上、年度業績に応じた下限0、上限2.0の係数テーブルを設定し、この係数を、役位ごとの業績連動報酬の基準額に乘じ、毎年の個々の業績連動報酬を算出しております。当事業年度における業績連動報酬に係る指標（連結経常利益）の実績（2025年3月期数値を利用）は、544億円（係数1.1）であります。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の具体的内容については、株主総会で決議された報酬等の額内で取締役会決議により代表取締役社長小林幹生氏に一任し決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先の関係

監査役中上幹雄氏は、澤田・中上・森法律事務所の代表弁護士および株式会社MORESCOの監査等委員である社外取締役を兼任しておりますが、いずれも重要な取引その他特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に対して行った職務の概要
社外 取締役	赤松清茂	当事業年度に開催された取締役会6回全てに出席し、経営者としての豊富な経験および幅広い見識に基づき、経営課題や重要な投資・戦略案件等について助言を行うことで、取締役会の意思決定の妥当性および適正性の確保に貢献しております。また、任意の指名委員会・報酬委員会の委員長として、役員の指名および報酬の決定過程における監督機能を果たしております。
	武田邦俊	当事業年度に開催された取締役会6回全てに出席し、海外事業で培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営課題や重要な投資・戦略案件等について助言を行うことで、取締役会の意思決定の妥当性および適正性の確保に貢献しております。また、任意の指名委員会・報酬委員会の委員として、役員の指名および報酬の決定過程における監督機能を果たしております。
	高橋規	当事業年度に開催された取締役会6回全てに出席し、経営者としての豊富な経験および鉄鋼分野における卓越した見識に基づき、経営課題や重要な投資・戦略案件等について助言を行うことで、取締役会の意思決定の妥当性および適正性の確保に貢献しております。また、任意の指名委員会・報酬委員会の委員として、役員の指名および報酬の決定過程における監督機能を果たしております。
	ビムジャイワット	当事業年度に開催された取締役会6回全てに出席し、経営者としての豊富な経験および経営企画や事業開発における幅広い見識に基づき、経営課題や重要な投資・戦略案件等について助言を行うことで、取締役会の意思決定の妥当性および適正性の確保に貢献しております。
社外 監査役	形山成朗	当事業年度に開催された取締役会6回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための助言を行っております。同様に、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、長年にわたる金融機関業務の経験および財務・会計に関する幅広い見識を活かし、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	中上幹雄	当事業年度に開催された取締役会6回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための助言を行っております。同様に、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的な知識および幅広い経験を活かし、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は6回、監査役会の開催回数は14回であります。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	72百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

海外に所在する当社の子会社は、PwC Japan有限責任監査法人以外の公認会計士または監査法人が監査をしています。

(4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適切に職務執行することに支障があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容に決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(注) 本事業報告に記載しております金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	310,145	流動負債	22,426
現金及び預金	219,383	支払手形及び買掛金	9,099
受取手形	2	1年内返済予定の長期借入金	744
売掛金	23,174	未払金	4,641
商品及び製品	24,189	未払費用	3,522
仕掛品	1,060	未払法人税等	730
原材料及び貯蔵品	28,275	前受金	1,473
その他	14,083	賞与引当金	919
貸倒引当金	△24	その他	1,295
固定資産	323,395	固定負債	29,696
有形固定資産	115,942	繰延税金負債	20,919
建物及び構築物	20,970	退職給付に係る負債	3,173
機械装置及び運搬具	53,858	その他	5,602
工具、器具及び備品	789	負債合計	52,122
土地	29,489	純資産の部	
建設仮勘定	7,796	株主資本	432,554
その他	3,037	資本金	7,996
無形固定資産	15,862	資本剰余金	101
のれん	12,192	利益剰余金	438,530
その他	3,669	自己株式	△14,074
投資その他の資産	191,590	その他の包括利益累計額	109,190
投資有価証券	46,877	その他有価証券評価差額金	8,279
出資金	122,413	繰延ヘッジ損益	2
長期未収入金	12,966	為替換算調整勘定	100,057
退職給付に係る資産	2,119	退職給付に係る調整累計額	851
その他	7,298	非支配株主持分	39,672
貸倒引当金	△84	純資産合計	581,417
資産合計	633,540	負債純資産合計	633,540

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		160,389
売上原価		138,074
売上総利益		22,315
販売費及び一般管理費		17,819
営業利益		4,495
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	9,481	
持分法による投資利益	47,490	
為替差益	2,991	
その他	1,107	61,071
営業外費用		
支払利息	208	
災害による損失	13	
その他	108	331
経常利益		65,235
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	16,821	16,834
特別損失		
固定資産除却損	467	
訴訟損失引当金繰入額	111	
債権譲渡損	914	
その他	86	1,580
税金等調整前当期純利益		80,490
法人税、住民税及び事業税	14,848	
法人税等調整額	1,711	16,560
当期純利益		63,929
非支配株主に帰属する当期純利益		1,539
親会社株主に帰属する当期純利益		62,389

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	66,860	流動負債	1,522
現金及び預金	56,873	未払金	855
売掛金	411	未払費用	303
未収入金	8,748	未払法人税等	23
その他	833	賞与引当金	186
貸倒引当金	△7	その他	153
固定資産	121,656	固定負債	5,156
有形固定資産	5,565	長期未払金	807
建物	1,917	繰延税金負債	4,102
構築物	193	退職給付引当金	229
機械及び装置	3	その他	17
車両及び運搬具	17		
工具、器具及び備品	139	負債合計	6,678
土地	1,385		
建設仮勘定	1,882	純資産の部	
その他	25	株主資本	173,711
無形固定資産	48	資本金	7,996
投資その他の資産	116,042	利益剰余金	179,227
投資有価証券	14,088	利益準備金	1,999
関係会社株式	90,614	その他利益剰余金	177,228
長期未収入金	10,555	目的積立金	42
その他	868	別途積立金	26,090
貸倒引当金	△84	繰越利益剰余金	151,095
		自己株式	△13,512
資産合計	188,516	評価・換算差額等	8,126
		その他有価証券評価差額金	8,126
		純資産合計	181,838
		負債純資産合計	188,516

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		83,065
営業費用		
販売費及び一般管理費		4,505
営業利益		78,559
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,163	
為替差益	2,596	
その他	157	4,917
営業外費用		
支払利息	187	
支払手数料	45	
その他	10	243
経常利益		83,234
特別利益		
投資有価証券売却益	16,339	16,339
特別損失		
固定資産除却損	6	
関係会社株式売却損	4,485	
債権譲渡損	914	
その他	251	5,658
税引前当期純利益		93,915
法人税、住民税及び事業税	△540	
法人税等調整額	137	△403
当期純利益		94,319

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月 21 日

大和工業株式会社
取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 憲吾
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神戸 寛史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大和工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

大和工業株式会社
取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 憲吾
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 神戸 寛史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwC Japan有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

大和工業株式会社 監査役会

常勤監査役	中 矢 憲 護	㊟
常勤監査役（社外監査役）	形 山 成 朗	㊟
監 査 役（社外監査役）	中 上 幹 雄	㊟

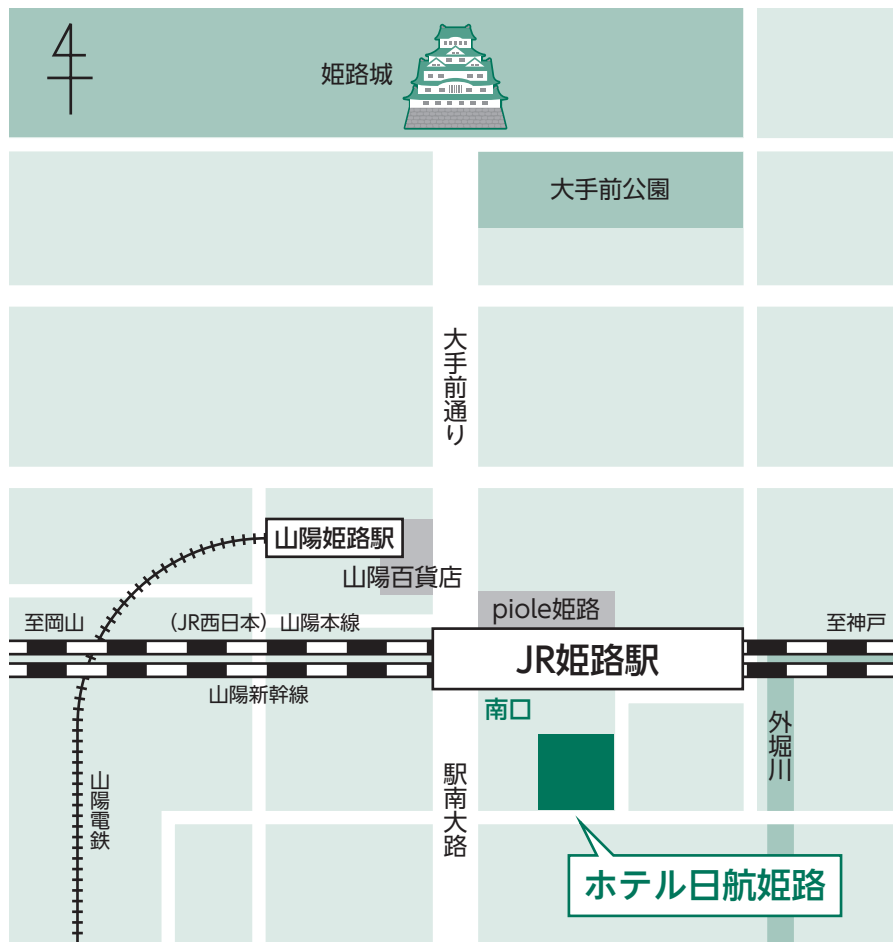
以 上

株主総会会場 ご案内図

会場

兵庫県姫路市南駅前町100番

ホテル日航姫路 3階 光琳の間



■ 交通のご案内

J R (山陽新幹線・在来線) 「姫路駅」 南口 徒歩1分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

